

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

ローン控除の改正

Q: 私は、今年、マイホームを購入する予定です。ところで、ローン控除について控除率の改正があると聞きましたが、平成9年中に居住した場合の控除率を教えてください。

A: 平成9年中に居住した場合の控除率は次のようになります。

借入金年末残高	控除率	
	1～3年目	4～6年目
2,000～3,000万円部分	0.5%	0.5%
1,000～2,000万円部分	1%	1%
～1,000万円部分	2%	1%
税額控除最高額	35万円	25万円

【解説】

ローン控除（住宅取得等特別控除）とは、個人がマイホームを取得したり、マイホームの増改築をした場合、一定の要件の下で、住宅ローン残高に対する一定割合の金額が所得税額から控除されるものです。

平成9年度の税制改正により、借入金年末残高1,000万円以下の部分に適用される控除率（改正前は当初2年間1.5%、残り4年間1%）を次のように改めた上、適用期限を平成13年12月31日まで5年間延長されます。

- (1)平成9年中に居住した場合
当初3年間2%、残り3年間1%
- (2)平成10年中に居住した場合
当初2年間2%、残り4年間1%
- (3)平成11年中に居住した場合
当初2年間1.5%、残り4年間1%
- (4)平成12・13年中に居住した場合
6年間1%

